

輪島市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年1月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年1月13日（水） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○社会が複雑・多様化し、様々な境遇にいる支援を必要としている弱者が生まれ、それらの人達に公的扶助がされているが、不正受給の報道が後を絶たない現実がある。そうしたことから生活保護費や児童扶養手当などは、受給者の生活実態を把握し、厳格な審査の下、適正な制度の執行をお願いする。

○平成27年度より、「こども・子育て支援事業」「生活困窮者自立支援事業」が施行されている。実稼働して経過期間の事務処理業務の負担が懸念されるが、今後も各関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに応じた政策展開されることを望む。

○保育料については、児童手当等からの徴収納付や、個別に納付依頼の働きかけを行い、収納率向上のため努力している。さらに、相当額の収入未済額があるにもかかわらず、不納欠損額として計上することなく対応に尽力していることは評価する。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する

(指摘事項)

① 滞納額の削減努力について

依然として滞納が発生していることから、滞納者の状況を十分調査し、今後も引き続き計画的に滞納額の削減に取り組まれない。